

3
2016

ちばさぽ通信

ちば
さぽ

指定管理3年目に向けて

私共が指定管理をする最終年度を迎えようとしています。講座や相談の開催、色々な呼びかけ等で少しづつ「市民活動支援センター」を多くの方に知っていました。おかげ様でアンケートの評価も概ね好評です。新年度は、学校、企業、自治会などと市民団体の連携について、センターとして何が出来るか考えてみたいと思っています。

その悩み、専門家相談で解決しませんか

■予約制個別相談

平成26年度の後半からスタートした「専門家による個別相談」は、登録団体の組織運営を支援する事業の一つとして、力を入れている企画のひとつ。現在5人の専門家による相談を実施中です。相談分野と相談員は以下の通り。

- ・税理士相談……………税理士 加藤達郎氏
- ・行政書士相談……………行政書士 日野達弥氏
- ・社会保険労務士相談……………社会保険労務士 植田恒男氏
- ・情報コミュニケーション相談……………フォーリーフクローバー(株) 榎本教俊氏
- ・NPO運営・市民活動入門相談……………(株)まちづくり商会 原田正隆氏

相談は毎週火曜日と土曜日(第5週および祝祭日を除く)に実施。午後6時からと7時からの2コマ(各50分)で受付けています。

平成27年度は4月から1月の10か月で、のべ56団体が個別相談を受けました。



■上手に活用を

団体運営等で相談内容が具体的な場合は、目的に合った分野の専門相談員を予約できますが、悩みが漠然としている場合や、団体をこれから作ろうとしている場合、また、どこに相談したらいいか分からないという場合は、まずNPO運営・市民活動入門相談を受けるのがお勧めです。

複数の専門家に相談して、問題解決の方向性が具体化できたという団体もあり、また総会前の書類の整えに大変参考になったという報告もいただきました。

相談は1件につき1回を原則としています。完全予約制なので、希望する専門相談日の1週間前、午後6時までに「ちばさぽ」までお申し込み下さい。

こんな相談に対応しています！

- 団体のメンバーはどうやって集めたらいいの？
- マイナンバー制度への対応がわからない。
- ホームページを作りたいが、手順やかかる費用について知りたい。
- NPO法人を立ち上げたいが、どんな手続きが必要？
- 源泉徴収票の発行の仕方がよくわからない。
- 寄付がうまく集まらない。どうしたらいい？



毎月	火曜日	土曜日
第1	税理士相談	社会保険労務士相談
第2	NPO運営・市民活動入門相談	行政書士相談
第3	税理士相談	情報コミュニケーション相談
第4	行政書士相談	NPO運営・市民活動入門相談